

2019年10月1日

事業者の皆さまへ

クリアウォーターOSAKA株式会社

業務委託の市内本店事業者制限の実施について

次のとおり電子入札の業務委託の案件のうち対象案件について、入札参加資格に市内本店事業者とする取扱いを定めます。

記

1 実施内容

入札参加資格に市内本店事業者（※）とする要件を設定します。

※大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）において、本店所在地を大阪市内とする者

2 対象となる入札

対象種目のうち、前年度及び前々年度の当社入札時に、市内本店事業者の平均参加者数が20者以上であった案件

ただし、入札参加者数が見込めない場合など、競争性を確保することが困難と認められるものは除く。

3 対象種目（大阪市入札参加種目より）

種目（大分類）	種目（中分類）	種目（小分類）
01 建物等各種 施設管理	04 消防設備保守点検	火災報知器・消火設備等
	10 土木施設清掃・除草	土木施設維持管理業務
	11 公園清掃	公園
	14 植物管理	除草・草刈 樹木管理 草花管理

なお、対象となる種目（案件）は3年毎に見直しを行うこととします。

4 対象案件

下水道事務所緑地帯維持管理業務委託

（登録種目：01 建物等各種施設管理 14 植物管理）

5 実施時期

2020年度の入札から実施します。（入札情報公開システム掲載は、2020年2月頃予定）

6 入札・契約担当

クリアウォーターOSAKA株式会社 総務部経理課 TEL：06-6121-6026